

四日市市告示第187号

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第116号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付の対象事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、導入設備が自己の居住に供する目的以外に用いられる場合は補助対象事業としない。</u></p>	<p>(補助金交付の対象事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(補助対象設備)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、自己が所有する未使用のもので、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>既存の太陽光発電設備の一部又は全部を撤去し新たに太陽光発電設備を導入する場合には、新たに設置する太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの公称最大出力の合計値又は定格出力の合計値のいずれか小さい方の値が既存の太陽光発電設備の同じ値を</u></p>	<p>(補助対象設備)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、自己が所有する未使用のもので、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>低圧配電線と逆潮流有り</u>で連系すること。</p>

1キロワット以上上回っていること。

(2) 燃料電池設備 一般社団法人燃料電池普及促進協会において、機器登録されている家庭用燃料電池

(3) 蓄電池（家庭用定置型） 一般社団法人環境共創イニシアチブの戸建ZEH補助事業において、直近の公募で補助対象設備とされている蓄電池

(4) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの

イ （略）

(5) 地中熱ヒートポンプ ヒートポンプや空気循環型等掘削を必要とし、地中熱を熱源として、その熱を空調・給湯のエネルギーとして利用するもの

(6) 電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。） 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて、V2H充放電設備として補助対象設備とされているもの

(7) 電気自動車等充電設備 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて登録されている充電設備で「充電用コンセント」及び「充電用コンセントスタンド」のいずれにも区分されないもの

(8) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）

(2) 燃料電池設備 一般社団法人燃料電池普及促進協会において、機器登録されているもの。

(3) 蓄電池（家庭用定置型） 一般社団法人環境共創イニシアチブの戸建ZEH補助事業において、直近の公募で補助対象設備とされているもの。

(4) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。

イ （略）

(5) 地中熱ヒートポンプ ヒートポンプや空気循環型等掘削を必要とし、地中熱を熱源として、その熱を空調・給湯のエネルギーとして利用するもの。

(6) 電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。） 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。

(7) 電気自動車等充電設備 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもので「充電用コンセント」及び「充電用コンセントスタンド」のいずれにも区分されないもの。

(8) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）

ア 発電した電力の全部又は一部を自家消費する（すなわち余剰売電である）太陽光発電設備及び第4号に規定する設備が設置されている住宅

イ 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）において、一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であり、強化外皮基準（UA値）が $0.6\text{ W/m}^2\text{ K}$ 以下である評価・認証を受け、評価通り施工された住宅

2及び3 （略）

（募集及び交付申請）

第7条 市長は、募集期間を別に定め、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

（計画変更・中止）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合又は補助対象事業を中止しようとする場合は、直ちに四日市市スマートシティ構築促進補助金計画変更（中止）承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請書のうち次

ア 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、発電した電力の全部又は一部を自家消費する（すなわち余剰売電である）太陽光発電設備及び第4号に規定する設備が設置されている住宅

イ 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）において、一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であり、強化外皮基準（UA値）が $0.6\text{ W/m}^2\text{ K}$ 以下である評価・認証を受け、評価通り施工された住宅

2及び3 （略）

（募集及び交付申請）

第7条 市長は、募集期間を決定し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

（計画変更・中止）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合又は補助対象事業を中止しようとする場合は、直ちに四日市市スマートシティ構築促進補助金計画変更（中止）承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請書のうち次

の各号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 補助対象事業の事業完了予定日
(ただし、変更前と変更後の完了予定日が同一年度内である場合に限る。)

の各号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 補助対象事業の事業完了予定日
(変更前と変更後の完了予定日が同一年度内である場合に限る)

第8号様式を次のように改める。

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号（ ） -

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付請求書

年 月 日付で補助金交付額の確定通知を受けた四日市市スマートシティ構築促進補助金について、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第12条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助対象設備（複数チェック可）

- (1) 太陽光発電設備 【70,000 円】 (2) 燃料電池設備 【60,000 円】 (3) 蓄電池（家庭用定置型）【100,000 円】
 (4) HEMS 【10,000 円】 (5) 地中熱ヒートポンプ 【300,000 円】 (6) V2H 【60,000 円】
 (7) 電気自動車等充電設備 【20,000 円】 (8) ZEH 【200,000 円】

2. 組み合わせ加算（該当する場合に一つだけチェック）

- (1)、(3)、(4) 【60,000 円】 (1)、(4)、(6) 【50,000 円】 (3)、(8) 【90,000 円】
 (6)、(8) 【80,000 円】 (1)、(6) 【20,000 円】 (6)、再エネ供給 【20,000 円】

3. 請求する補助金の額 : 円

4. 補助金の振込先（申請者と同一名義の口座）

金融機関名		支店名	
預金種別	普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日に施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(環境部環境政策課)